

公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画について

1 背景

公立・公的病院以外の個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想調整会議において、以下のとおり協議し決定することとされている。

○地域医療構想の進め方について（抄）

＜平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知＞

- ・その他の医療機関に関すること

開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

2 役割や機能を大きく変更する医療機関について

役割や機能を大きく変更する医療機関の定義

- ・2025年7月1日時点における医療機能が現状から変更「あり」、かつ、現在担っていない医療機能を担う医療機関
- ・開設者の変更を含む、役割や機能を大きく変更する医療機関

3 事業計画の内容について

医療機関が策定する事業計画の内容は、公的医療機関等2025プランの内容に準じたものとする。

※平成30年7月23日（月）開催の愛知県医療審議会医療体制部会において承認済み。

4 事業計画の協議について

医療機関から提出された事業計画を地域医療構想推進委員会に提示した上で、当該医療機関が将来担うべき役割等について協議を行う。

5 本日提示する事業計画について

藤田医科大学岡崎医療センター

提出理由：令和4年7月1日付けで「地域医療支援病院の承認に係る事業計画書」提出に伴い役割や機能を大きく変更する医療機関となるため。